

大阪府（平成 19 年 6 月 20 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の建築物で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの	◆基礎工事（※１） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※２）の、基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）	法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※２）の基礎をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（以下「コンクリート打込み工事」という。）
（１） 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 50 m ² を超えるもの	建方工事（※１） （１．木造） 屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事
（２） （１）以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分の床面積の合計が 300 m ² を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの	（２．鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはり（平屋建ての建築物については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、2 階のはり及び床版の取付け工事）	2 階の床及びこれを支持するはり（平屋建ての建築物については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取付け工事）
	（３．鉄骨造） 2 階の床版の取付け工事（平屋建ての建築物については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
	（４．鉄骨鉄筋コンクリート造） 2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	2 階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事
	（５．その他の構造（※３）） 屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
	（６．（１）から（５）までの構造区分のうち、2 以上の構造区分にわたる構造 該当する構造区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合には最も遅く施工する工事）	左欄に掲げる工事に係る構造に対応する（１）から（５）までの構造の区分に応じた特定工程後の工程の工事

（※１） 当該工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

（※２） 法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。

（※３） 型式適合認定を含む。